

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年4月22日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市景観条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

電気事業法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、引用条文の整備を行う必要があるため、市川市景観条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成28年3月31日

市川市長 大久保 博

市川市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 19 号

市川市景観条例の一部を改正する条例

市川市景観条例（平成 18 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項第 2 号エ、第 3 号エ及び第 5 号ウ中「架空電線路用並びに」を「架空電線路用及び」に、「第 2 条第 1 項第 10 号」を「第 2 条第 1 項第 17 号」に改め、「及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。